平成２７年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市大成町２－６
破産者　有限会社ゴーケン
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
愛媛県松山市別府町291番地３
破産者　株式会社イトセー
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
愛媛県松山市湯の山東１丁目２番地14
破産者　有限会社エヌ・エス・シー
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４２号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1512番地18Ｅ101
破産者　株式会社アゴスト
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
熊本市中央区帯山１丁目24番25号
破産者　有限会社メディアキューブ
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
北海道茅部郡森町字森川町283番地４
破産者　有限会社日光商事
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６７号
岐阜県郡上市八幡町稲成127番地29
破産者　郡上石油商店こと　猪俣　勝巳
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
三重県桑名市大字小貝須442番地３　グリンハイツ101号、開始決定時の住所三重県桑名市大字福島857番地
破産者　伊藤　嘉彦
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
三重県桑名市大字小貝須442番地３　グリーンハイツ101号、開始決定時の住所三重県桑名市大字福島857番地
破産者　伊藤　發文
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
三重県桑名市大字小貝須442番地３　グリーンハイツ101号、開始決定時の住所三重県桑名市大字福島857番地
破産者　伊藤　篤枝
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
三重県桑名市大字小貝須442番地３　グリンハイツ101号、開始決定時の住所三重県桑名市大字福島857番地
破産者　伊藤佐知子
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子333番地16
破産者　吉岡運送有限会社
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
三重県員弁郡東員町大字穴太1829番地５、前住所三重県員弁郡東員町大字穴太1793番地１
破産者　有限会社ひなた
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
三重県四日市市大矢知町3096番地２　ビュウテラス105、前住所三重県四日市市平尾町3091番地２
破産者　尾上　　昇
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
三重県桑名市多度町北猪飼166番地の１
破産者　有限会社水谷造園土木
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
三重県四日市市楠町北五味塚401番地４
破産者　ＩＴＰ工業有限会社
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
三重県三重郡菰野町大字田口815－49　ハイツソートフルＡ棟103号室、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字竹成971番地８
㈲ＡＴＳ物流
破産者　德田　純一
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
三重県四日市市伊坂台３丁目202番地、前住所岐阜県関市小屋名559番地41
破産者　出口　和泉（旧姓川嶋）
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目28番地
破産者　合同会社ムーンアンドチャコ
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５号
福岡県田川市奈良1520番地23
破産者　株式会社ありがとう・ケア・コーポレーション
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部